

地区別申告相談日程

《第1会場》 役場本庁舎 2階第1・2会議室	日 程	《第2会場》 横芝公民館 2階講堂
日吉地区	2月19日(月)	大 総 地 区
南条地区	2月20日(火)	横芝地区(栗山・鳥喰)
東陽地区	2月21日(水)	横芝地区(上記以外)
白浜地区	2月22日(木)	上 堺 地 区
日吉地区	2月23日(金)	大 総 地 区
南条地区	2月26日(月)	横芝地区(栗山・鳥喰)
東陽地区	2月27日(火)	横芝地区(上記以外)
白浜地区	2月28日(水)	上 堺 地 区

◎上記日程でご都合の悪い方は、その他の日でも申告相談を受付けます。

今月の納税

●国民健康保険税 第8期

【納期限：2月28日(水)】

※口座振替納付の方は、残高の確認をお願いします。

◎土・日・祝日でも、役場と横芝行政センターで納めることができます。

※問い合わせ

税務課課税班 ☎ 1212

提出だけの方

東金税務署
☎ 0475(52)3121

譲渡所得のある方

◎譲渡所得の申告相談は、東金税務署で受けられますようお願いいたします。

◎ご自分で記入が終わっている申告書を提出する場合は、申告期間中、税務課又は行政センターの窓口で受付します。

※ 平成18年分で「課税事業者」となるのは、次の方々です。

- 平成16年分の課税売上高が1千万円を超える事業者
- 平成16年分の課税売上高が1千万円以下の事業者で、平成17年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者

- 消費税及び地方消費税の確定申告書には、課税期間中の課税売上げの額と課税仕入れ等の税額に関する付表(明細書)を添付する必要がありますのでご注意ください。
- 2月16日から3月15日まで、町の申告相談会場でも消費税確定申告(簡易課税申告のみ)の受付を行います。

◇問い合わせ 東金税務署 ☎ 0475-52-3121

消費税及び地方消費税の 確定申告が必要な方は

消費税の課税事業者に該当する個人事業者の方は、4月2日(月)が平成18年分の「消費税及び地方消費税の確定申告書」の提出と納付の期限となっています。